

委託仕様書

1 業務名

令和7年度 二地域居住先導的プロジェクト実装事業（離島における二地域居住者の特定および副業等人材マッチング業務委託）

2 業務目的

本業務は、国土交通省の令和7年度「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」の補助金交付決定を受け、佐渡市・佐渡汽船株式会社・一般社団法人佐渡共生推進機構の3者による「佐渡二地域居住推進コンソーシアム」が提案した事業の一環として実施するものである。

本事業では、佐渡市における二地域居住者を特定し、離島型二地域居住の制度実装を推進するため、まずは特定有人国境離島法の運賃低廉化事業に新たに準住民として位置づけられる特定居住促進計画に基づく特定居住者の要件を明確化する必要がある。

しかしながら、その特定にあたり、定量的根拠が不足し、対象要件や制度設計に必要なデータが十分に整理されていないことから、当市における二地域居住者になり得る多様な関係者を対象に、社会的・経済的効果を可視化。制度要件や支援制度（運賃定額化、生活支援等）の設計に資する知見を得ることを目的とする。

3 業務内容

業務内容については、佐渡市における二地域居住者特定のための現状、課題等を整理するとともに二地域居住者の具体的な要件設定を行う。

さらには、佐渡市における課題解決につながる二地域居住による専門人材のマッチングの可能性を調査する。

- (1) 佐渡市に住民登録がなく既に二地域居住を実践している者の現状と課題の把握および必要な仕組みや支援等の整理
 - ・ 二地域居住者の特定とその目的・効果・課題の調査
 - ・ 現住所所在地と当市における滞在日数および現住所所在地との往復回数、佐渡市における滞在拠点、二地域居住にかかるコスト等の実態調査
 - ・ 二地域居住者が佐渡市に与える経済的及び社会的効果の算出
 - ・ 現状把握に基づく、二地域居住定着に必要な仕組みや支援等の調査
- (2) 佐渡市への進出企業および佐渡市内で活動する大学生等、副業・複業人材、佐渡出身者など、二地域居住者になり得る者の可能性調査
 - ・ 佐渡市に進出した企業の役員や社員による二地域居住の課題および佐渡市に与える効果等の可能性調査
 - ・ 佐渡市内で活動する大学生による二地域居住の課題および佐渡市に与える効果等の可能性調査
 - ・ 佐渡市において必要な副業・複業人材の特定および先進事例の調査、マッチングの可能性調査
 - ・ 佐渡出身者におけるUターン促進などを目的とした二地域居住者の特定にかかる調査

(3) 佐渡市における二地域居住者の特定

- ・ (1)～(2)における調査を踏まえた佐渡市における二地域居住者の特定

4 履行期限

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

5 委託上限額

3,300,000 円(消費税及び地方消費税含む)

※この金額は本業務の契約額を示すものではない。

6 提案書および見積書の提出について

- (1) 本委託業務の目的と内容を十分に理解し、調査内容によっては、専門事業者との連携体制も含めた業務実施体制と工程を明確化するとともに、「3 業務内容」を満たす提案書を提出すること。
- (2) 「5. 委託上限額」を踏まえて見積書を提出すること。

7 成果物

以下の成果物を、履行期間終了後に佐渡市へ提出すること。

- (1) 「二地域居住実践者および関係人口の調査・分析による離島における二地域居住者の特定」報告書一式(紙媒体 2 部・PDF 形式データ)
- (2) ヒアリング・意見交換会等の記録資料(議事録、参加者名簿、写真等)

8 留意事項

(1) 一般事項

- ・ 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・ 受注者は、本業務の遂行にあたり、各種関係法令・条件等を遵守すること。
- ・ 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知りえた機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。

(2) 業務体制

- ・ 受注者は、本業務の遂行にあたり、佐渡市における関係人口拡大や二地域居住促進等の施策に精通し、多様な業界に関する知識や人脈等があり、幅広く企業や関係者等にアプローチできる人材を配置すること。
- ・ 受注者は、本業務を円滑に実施できる体制を整備するとともに、業務の実施に必要なかつ十分な人員の確保を行うこと。

9 その他

- ・ 本業務の実施により生じた著作権については、本市へ帰属する。
- ・ この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議することとする。